

お知らせ

障害者福祉サービスが 平成15年4月から 支援費制度に変わります

今まで、障害者福祉サービスは、行政がサービス事業者やサービスの内容を決めていましたが、平成15年4からは、障害者自身が自ら受けるサービスを選択出来、サービスを受ける事業者との間で契約によってサービスの提供を受けます。

その後、市町村がそのサービスに対して「支援費」を原則的に事業者に支払い、利用者は直接利用者負担の利用料を事業者に払う制度に変わります。

- ◆自分が受けるサービスの支給の手続きは、平成14年10月から始まります。
- ◆サービス支給の決定は、サービス利用目的等勘案して市町村が行います。
- ◆受けるサービス内容の説明は、市町村に相談窓口を設けます。
- ◆支援費制度は、障害者福祉サービスの新たな利用制度。
- ◆支援費制度は、ノーマライゼーションの理念の下にした制度。
- ◆ノーマライゼーションとは、障害がある人が他の市民と同じ生活を地域社会の中で共に送ることを目指す考え方。



暑中お見舞い申し上げます



《報告》

知的障害を持つ方々が集う 共生の場「ふれあい広場まごころ」 新しい出会いさまたま

◆広場利用は十一名 問い合わせも多数

七月からスタートした知的障害を持つ方々のふれあい広場は、丁度夏休みで、学校がお休みという事情と重なり、働くお母さんは勿論のこと、用があつて外出されるお母さん方から、小・中・高校生の方々の利用や利用申し込み、見学などいただきました。

働くお母さんから、三時半まででは困るからと、五時半までお願い出来ないかとのご相談があり、早速必要に応じて対応になりました。

利用内訳は、お母さんがお仕事を定期的にご利用される方一名/外出に合わせて利用される方四名/お母様方と一緒に遊びに来られる方五名/高齢者のミニデイサービス時に訪問くださる方一名/など十一名が参加利用です。

◆窓口に期待 新たなふれあいに 新たな風を

「利用できるかどうかはさて

おいて、先ず地域に知的障害者の窓口が出来たことが嬉しい」と皆さん一様におっしゃっています。

問題は、ご家族への支援が出来たとしても、同時に障害がある皆さん自身にも、まごころに来てよかったと思っていただけの支援が出来るかどうかです。

広場には、病気の後遺症でリハビリ散歩中の方が、コーヒを飲みながら立ち寄り、皆さんと一緒に輪に加わってくださいます。広場の説明をさせていただき、障害についての理解をいただけるいい機会になっています。

活動は始まったばかり、日々、スタッフやボランティアさんは知恵を絞り、懸命に対応、障害を持たれる方々との新しいふれあいが始まりました。



ご参加下さい

映画と講演会開催
8月18日(日) 午後1時～4時

痴呆と向き合う家族像を描く

映画「折り梅」上映会と

松井久子監督講演会

- ◆場 所・アイプラザ 愛知県一宮勤労福祉会館 大ホール
- ◆上映券・一、〇〇〇円(講演会も参加出来ます)
- ◆主催・NPO法人 尾張地域福祉を考える会まごころ

◆暮らしに必要なケア範囲

介護保険の現場で、度々問題になるのがケアの範囲です。既に、何度か介護保険の家事援助・身体介護の範囲については考えてきましたが、今、一度改めて考えたいと思います。というのも、現在、平成十五年四月から改定される介護報酬についての議論が行われている最中であり、その中で当然ケア内容にも議論が言及されていると思われからです。

現行のケア範囲、とりわけ一人暮らしの方々にとっては、現在示されているケア範囲では、心身共に自立した生活支援にはなり得ていない部分があります。

したがって、現場では困ったまま、暗黙の了解のうちに、いけないとされているケアでも、暮らしや療養に必要なケアについては、在宅支援の流れの中で行われている実情があるといっても過言ではないと思っております。

◆ケア内容の枠の再提示

このことを暗黙の了解でやればいい、いちいち問題にするようなことではない、という意見も聞きます。

けれども、制度である以上、今一度、ケア範囲を整理し、在宅での暮らしや療養に必要なサービスの枠を適正に考え、きちんとした形で制度化、提示する必要があると思えます。

かわる人によってケア内容が違わないよう、誰もが平等なケア利用が出来るため、又ヘルパーが安心してサービス提供出来るよう指導、学習、研修の中で明確にしてほしいと思えます。

医療行為と言われるものの中にも、入浴やおむつ交換時の褥瘡の手当や血圧測定、それをもとに指示を受けての投薬、慢性皮膚病の薬の塗布、摘便、器官切開の外れたカニューレの挿入など、寝たきりの高齢者にかかわるヘルパーは日常的に行わざるを得ないことであり、医療行為とされている中身の検討が必要だと実感しています。

又してはいけないケアに「ヘルパーによる犬の散歩」があります。

犬好きな一人暮らしの高齢者が、犬を飼うことは、精神的な大きな支えです。しかし、自身がヘルパーと一緒に散歩がおぼつかなくなったら、たとえ十五分で消化出来る散歩ケアも、介護保険は利用出来ず、わざわざ別の組織と複雑な契約をし、犬の散歩を頼むか、犬を飼うことをやめなければなりません。

癒しケアを介護保険でどこまで支えられるか問題になっていきます。現場のヘルパーはいつも「どうして」「なぜ」と疑問を抱えて日々動いています。

